



報道発表資料の配付日時 11月5日（金）15時00分

発表項目 (行事名)	産業廃棄物収集運搬業の許可取消しについて		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定により、次のとおり不利益処分を行いましたのでお知らせします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 被処分者  (1) 所在地 北海道江別市豊幌416番地の1  (2) 名称及び代表者 有限会社赤石工業 代表取締役 赤石 隆</p> <p>2 処分年月日 令和3年(2021年)11月5日(金)</p> <p>3 処分の内容 産業廃棄物収集運搬業の許可取消し</p> <p>4 処分の対象となる許可  (1) 許可年月日 平成29年(2017年)9月14日  (2) 有効年月日 令和4年(2022年)9月13日  (3) 許可番号 第00100138126号  (4) 事業の範囲 汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類。以上、石綿含有産業廃棄物であるものを含む。積替保管なし。</p> <p>5 処分の理由  被処分者の役員が、法第7条第5項第4号ニ（法第16条の2（焼却禁止）違反で罰金刑が確定）及び法第7条第5項第4号ハ（禁固以上の刑が確定）に該当し、被処分者は、法第14条第5項第2号ニ（欠格要件）に該当するに至った。  このことにより、知事は、法第14条の3の2第1項第2号及び同項第4号の規定で、許可を取り消さなければならないため。</p>		
参考	<p>本件の内容は、北海道環境生活部環境局循環型社会推進課のホームページ（アドレス <a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/sanpai_1/syobun_kouhyou/jyoukyou3.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/sanpai_1/syobun_kouhyou/jyoukyou3.html</a>）上で、処分を行った日から5年間、処分等の概要（処分の対象者含む）について、公表することとしております。</p>		

報道（取材） に当たって のお願い	
他のクラブ との関係	同時配付（場所）道政記者クラブ

担当 (連絡先)	<p>保健環境部環境生活課（担当者：主幹 吉岡 憲房）  TEL ダイヤルイン 011-204-5823（内線 34-352）</p>
-------------	---